

奈良工業高等専門学校における日本技術者教育認定機構の 技術者教育認定審査への対応に関する規程

平成19年 1月18日制定

平成20年 4月 1日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）が日本技術者教育認定機構（以下「JABEE」という。）が実施する技術者教育認定審査に対応するために必要な事項を定める。

(技術者教育プログラム)

第2条 本校がJABEEへ認定申請する技術者教育プログラム名は、システム創成工学とする。

2 システム創成工学教育プログラムの運用に係る組織は別に定める。

(責任者)

第3条 JABEE認定に対応のため、本校にJABEE対応責任者を置き、校長をもって充てる。

2 本校に技術者教育プログラムのプログラム責任者を置き、JABEE審査のとりまとめ及びJABEEとの連絡調整を担当する。

3 前項のプログラム責任者は、校長が指名し、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(受審対応組織)

第4条 JABEEの審査を受けるために必要な具体的事項について検討、実施あるいは実施に向けた対策を講じるためにJABEE受審対応委員会を置く。

2 JABEE受審対応委員会に関する事項は、別に定める。

(事務)

第5条 JABEE受審に関する事務は、学生課で行う。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、JABEE受審に関し、必要な事項については、「システム創成工学」教育プログラム統括会議で定める。

附 則

この規程は、平成19年1月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年12月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。